

一般社団法人コミュニティシンクタンク北九州 雇用契約賃金基準

(目的)

- 1 この基準は、一般社団法人コミュニティシンクタンク北九州（以下弊社）職員及びアルバイト従事者の雇用契約賃金基準を定めることを目的とする。

(賃金の額)

- 2 各賃金は別表 1 とする。

職員とは、弊社職員就業規則第 2 章第 4 条にて雇用された者をいい、アルバイトとは、イベントや講座などにおけるサポートにおいて臨時で雇用契約する者をいう。

(附則)

この基準は、平成 23 年 1 月 26 日から施行する。

令和 3 年 3 月 23 日 一部改訂

別表 1

区 分	基本時間給
職員	1,500 円～3,000 円とし、能力に応じ代表理事が金額を決定する
アルバイト	福岡県の定める最低賃金～職員同等金額まで能力に応じて代表理事が決定する